

ELPIS サービス利用約款

第1条（目的）

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及びその子会社（以下、「当社」といいます。）は、企業に対して、所属する社員のメンタルヘルス対策に活用するため、当社が開発したシステムである ELPIS サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（利用申込手続）

本サービスの利用を希望される企業（以下、「申込者」といいます。）は、本約款等の内容を承認のうえ、当社所定の方法により、申込みをしていただきます。

2. 当社は、前項に基づく申込みを受けた場合には、検討のうえ、申込者に対して、本サービス利用の可否を通知します。本項に基づく当社から申込者への本サービスの利用を許諾する通知をもって、申込者と当社の間には本サービスの利用契約が成立し、当該申込者は本約款等に基づき、当社による本サービス導入手続を経て、本サービスの利用を開始することができます。

3. 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を許諾しないことがあります。なお、当社は本サービスの利用を許諾しなかった場合に、その理由を開示する義務を負いません。

（1）当社所定の方法によらないで申込みをした場合

（2）架空名義、なりすまし等により、実在しないもしくは申込者名義とは異なるものによる申込みである、またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合

（3）申込者が反社会的勢力等である、またはその疑いがあると当社が判断した場合

（4）当社が申込者に対して、申込者が反社会的勢力等に該当するか否かに関する調査に必要な情報の提供を求めたにも関わらず、これに応じない場合

（5）その他、当社が定める基準により、本サービスの利用を相当でないと判断した場合

4. 申込者の従業員等の個人が自らの所属する法人名義で申込みを行い、当社の承認を得た場合には、本サービスの申込みはすべて当該法人が行ったものとみなします。

第3条（本サービス導入手続）

当社は、利用者（第2条の利用契約の成立により本サービスの利用を開始した者をいいます。以下同じ。）に対して、本サービスの導入にあたり、必要手続の説明を行い、導入作業をすすめます。

2. 本サービス利用に際して、利用者は当社に対して、同意したうえで、本サービス利用のために必要な当社所定の情報を提供します。

3. 利用者は、前項による情報提供が個人情報保護法その他すべての関連法令に違反するものでないことを保証します。

第4条（本サービスの利用に伴うオプションサービス）

本サービスの利用に伴い、当社は利用者に対して、以下の追加オプションサービス（以下、「本オプションサービス」といいます。）の提供ができます。利用者は、以下の本オプションサービスの利用について、本約款等の内容を承認のうえ、当社所定の方法により、申込みをしていただきます。

（1）ケアーズ Lite

（2）e ラーニング

- (3) 保健師クラウド
- (4) 健康診断就業判定
- (5) カウンセリングルーム
- (6) ストレスチェック
- (7) ハラスメントホットライン
- (6) 精神科クラウド
- (7) 勤怠関連サービス (jinjer)
- (8) メンタルチェック
- (9) メンタルクラウド
- (10) 健康要約チャンネル

2. 勤怠関連サービス (jinjer) が提供する機能は、利用者の人事・労務・採用業務を支援するものです。また利用者自らが利用する機能 (オプション機能を含みます) については、当社所定の方法により特定するものとします。

3. ELPIS-e-Learning で提供するコンテンツ (以下、動画、テスト、説明およびキーワード等、関連する情報を含みます) についての著作権、その他の知的財産権は、当社または当社に権利を許諾する者に帰属するものです。本サイトに掲載されたコンテンツを、当社の事前の許諾なく、または当社からの許諾の範囲を超えて利用することは禁止されております。

4. ELPIS-e-Learning で提供するコンテンツについて、利用者は次の各号に定める行為をしてはならないものとします。ただし、当社が許諾したものはこの限りではないものとします。

- (1) 営利・非営利にかかわらず、コンテンツを複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化または上映を行い、もしくは第三者をしてこれらを行わせること。
- (2) コンテンツの修正、変更、編集、切除その他の改変行為を行うこと。
- (3) 前各号の他、他のサービス利用者または当社に損害を与えるような行為を行うこと。

第5条 (サービス利用料の支払)

本サービスの利用料及び支払方法は、別途、当社と利用者間で事前に協議のうえ、決定します。

2. 本オプションサービスの各種の利用料は、別途、当社と利用者間で事前に協議のうえ、決定します。

3. 本オプションサービスには、利用者が当社所定の前受金を当社所定の方法で差し入れることが利用の条件となる場合があります。

4. 当社は、本オプションサービスの利用料に関して、当月末締めで当月分の利用にかかる請求書を、翌月に本オプションサービスを利用した利用者へ送付し、利用者は翌月末に、当社が指定した口座に振り込む方法により、支払います。振込手数料は利用者の負担とします。

第6条 (第三者への譲渡、質入れの禁止)

当社及び利用者は、本約款に基づく、その地位及び権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

第7条 (サービス改善のための情報提供)

当社は、本サービス及び本オプションサービスの提供にあたり、当該サービスの利用状況、その他当該サービス改善等のために必要な情報の提供を利用者に求めることがあります。

第8条（サービスの一時停止）

当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービス及び本オプションサービスの提供を一時停止することができます。

- （1）システム障害等により緊急にシステムの修繕、点検または更新を行う場合
- （2）停電その他の不可抗力により、サービスを提供することが困難な場合
- （3）その他当社が必要と判断した場合

2. 前項に定める場合のほか、定期的にシステムの保守点検または更新を行う場合、その他技術上または営業上の理由により、利用者に事前に通知することにより、サービスの提供を一時停止することができます。

3. 前二項に基づき、サービスの提供を一時停止したことにより、利用者に何らかの損害または不利益が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第9条（利用の停止、サービスの終了）

当社は、利用者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、何ら催告することなく、本サービス及び本オプションサービスの利用の停止またはサービスの終了、当利用契約の解除をすることができます。

- （1）本約款等に違反した場合
- （2）支払停止、支払不能または債務超過となった場合
- （3）振り出した手形もしくは小切手の不渡りまたは手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- （4）差押、仮差押または滞納処分を受けた場合
- （5）破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てまたは私的整理の開始があった場合
- （6）相手方の業務を妨げまたは名誉を棄損する行為があったと判断された場合
- （7）その他、本サービス及び本オプションサービスの提供、利用が相当でないと判断した場合

2. 前項に規定する事由に該当した場合、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

第10条（有効期間等）

本サービス及び本オプションサービスを利用できる期間は1年とします。有効期間満了日の3ヶ月前までに、当社及び利用者からの解約の申出がない場合、1年ごとに自動更新します。

2. 年額利用料を一括で支払い、期間到来前までに解約の申し出を行う場合、期限終了まで利用終了できないものとします。

3. 当社は、利用者への事前の通知をすることにより、当社の都合により、本サービス及び本オプションサービスを廃止することができます。

第11条（免責事項）

当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、通信回線やシステム障害による本サービス及び本オプションサービスの遅滞、停止、データの消失またはデータへの不正アクセス等によるデータの滅失及び改ざんにより利用者に生じた損害について責任を負いません。

2. 利用者が本サービスを活用した結果、利用者が得られた効用および受けた不利益につい

て、当社は何ら責務を負うことはないことを利用者は同意するものとします。

第 12 条（秘密情報）

当社及び利用者は、本約款等に基づいて知り得た相手方の技術上・営業上及び経営上の秘密事項及び秘密情報、並びに個人情報及び個人的秘密等（以下、「秘密情報」という。）を善良なる管理者としての注意義務をもって管理・使用するものとし、相手方の書面による承諾を得ない限り、本約款等に基づく目的外での使用、第三者への漏洩又は開示をしてはならない。また、当該義務は本約款終了後も継続するものとします。但し、本件業務に必要な範囲で、次の各号に定める者に開示する場合は、この限りでない。

- (1)法令上又は管轄権のある裁判所若しくは権限のある行政機関、所管官庁からの要請により、当該情報の開示が要求される場合。
 - (2)本約款等に定める目的のために秘密情報を知る必要のある自らの役職員及びアドバイザー（弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含む。）に対して開示する場合。
2. 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、前項に定める秘密情報に含まれないものとします。
- (1)相手方から取得する際に、既に公知または既知の情報。
 - (2)相手方から取得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
 - (3)相手方から取得する前に、既に自己が所有していた情報で、当該保有の事実を立証できる情報。
 - (4)相手方からの秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報で、その独自性を立証できる情報。
 - (5)開示後に、申込者又は当社が、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得した情報。

第 13 条（反社会的勢力等の排除）

当社及び利用者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
 - (2)暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - (3)自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者
 - (4)暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
 - (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」という）に該当する罪を犯した者
2. 当社及び利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (3)犯罪に該当する罪に該当する行為
 - (4)その他前各号に準ずる行為

第 14 条（本約款等の変更）

当社は、次に掲げる場合には、本約款等の変更をすることにより、変更後の本約款等の条項について合意があったものとみなし、個別に利用者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。

(1)本約款等の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項の規定による本約款等の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款等を変更する旨及び変更後の本約款等の内容並びにその効力発生時期を、インターネットの利用その他の適切な方法により、効力発生時期が到来するまでに周知するものとしします。

第 15 条（準拠法及び裁判管轄）

本約款等は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。本約款等に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた時は、当社及び利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとしします。

以上